国立公文書館
National Archives of Japan

井蛙抄第五

一同類事

六百番歌合

右　沖宮權太夫

とこの海乃水底とそ思ひ入ぬる

[illegible]

すゑ乃海の水底とのみ思ひて

[illegible]

[illegible]

浅草文庫

[illegible]

同[illegible]合　わすれ[illegible]

[illegible]　題昭

あれぬまこのかすみまとをれ[illegible]

右方中云花平詞花集後恵[illegible]云[illegible]

はるくるさらへよりつのぬ[illegible]

その心[illegible]ゆへよなとりを[illegible]

[illegible]

判云[illegible]は後恵法師[illegible]

[illegible]

[illegible]

但平定文の[illegible]拾遺[illegible]

[illegible]

女[illegible]

[illegible]

同[illegible]合

[illegible]　女房

[illegible]

右方中云[illegible]

むすぶ手の水にやどれるつきをたれかはとはんとよめるを
左陣云不撰集者不見及有何難乎
判云左方歌殊可勝之歟
也撰集之外出来歌可勘
千五百番歌合
左 顕昭
あしのやをしをりてみるとこたへはよ浦の風
判云左方雖可為勝歌
わてはなりくはけ侍るをすこし思ひ侍
まとて侍る侍をいかなるよりはもはらん
建久二年左大将家百番歌
あしのやをしをりてみるとこたへはよ浦の風
正治二年内大臣家歌合
駒とめてうちなのもまとをかへ波をいかさりかさく芦の根
雖似昭今事徐達遐途之聽所見慶翁
為晩年心大器相同此首為右方勝歌
雖部無殊風稍似有勝

和云二代判 北二唯秋

六百番 藤原定家 大内裏 題脇

右 持

はさ山やいつも色まさりするあきの月かな

判云 右方 持 結句 いつもいつもてりまさりてあきの月かなとしも

基俊と申ける人乃作歌 秋月 きさて

とはいつもいつもとしたりやみしかんん

六百番

右 兼蓮

思ふ人のうりう紙の墨の色の秋のあはれをもよをすかな

判云 右 歌二条殿女房 籠 竹 心すなを

をとこ山の道千載集 和歌入也 仲 方 裏 恋

思ふ人のうりう紙の墨の色の秋のあはれをもよをすかな

文字 をとこ山 をとこ山 なみ 恋 へ也 ける

一同 ものを 侍 へ

千五百番 恋二

浦うつ波の音の墨のいろ紙の秋のあはれをもよをすかな

家隆 黄門 判云 上下句 此 の なる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一初文字事

六首番[illegible]

[illegible]

判云初よりしたしきをけるる歌書かとよ
[illegible]成の家ゝ合よ
いのもつ[illegible]
基俊判云いのもつ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

西行法師嚴瀧川に詠歌
あやめ草くもるとそいろもいとひとつ分枝なりけり
判云是は行西さすがの人なるとは
なるべくなるあのもしかの辺のむいまいの名所よりいとはと
れよりあれし雲井はのうつる枝やまのはもむ
判云古歌自古中又多分歌義は河よ
あしすやなのくもを持ちかへ
しらず　持か袁はの中よりはくもを

雑談

故宗匠被語申云續古今の正元元年西園寺殿
切經供養時氏部卿入道一人の撰選ゆゑ
松下侍りとて後被撰者法句真觀下向関
東將軍家中務宗尊親王此道師範と
よりなりとて我里とて民部入
我撰のうち外に一書に上下有神子細
では閑雅き和歌評定乃中も後人
改やうに小了也遍也法師に伝の極

事ども申しあつめきはのこるあり
ける
鶴の岡府しの後ひ移住しと云親返言しるわ
仏人乃ちまはれ所ちまはれ鶴の抽賞すれば
と成ぬ入道相国はしめ給ひ集治
宣し後は我相国事ども一巻の書て常盤
井入道相国乃ちへ示給ふ源大夫兼延参て所陳
時勢撰之者故實二百ヶ条秘書数ヶ入道
よりおぼしめしよりて事とも抽賞ある教ヶ常盤井
相国ま渡給て同見及狭河書ま百首ゆとる

多成百首ゆとあるべきうなと狩のゆせ也ちく
とたく大角なあり秘書あくもあるべきとき
戸紙ら中ま寛元六情人く狭大略渡狩ゆ
と常盤井入道相国故家極中納ま入道ゆ
見狩ま異とて志はしハ百首ゆ結ま後六情ま狩
ま法人乃ゆなるとく皆いゆ撰して伝ける也
一条法中ま常盤井入道わ不覚ひて後入道
民ゆ人乃ちへ半抽ま此道武眼久く悲難
雖体能中寛元六情俗ま迎く猿古と新撰ま

之義迷と云ふ事也
故に函云後成ハ幽玄にして義理を
分ちて非学者に成り入乃様と云へ也
深おもむき也云
又云民ハ天道にかなハぬ定事は儒者なれども
凡そ世間の子孫ハ親よりハ撰べきなり
き年多くの欲をかきてもたゝひ云
さらむ子孫乃撰書ハ
しきこゝろ深き也

又云二条左兵衛の督教定ハ乃門弟なるゆへに
孫兵衛なる氏舅より成く細く會合しきある時酒宴
の新淡に教定乃中納云入道教定卿に
長月廿日乃夕暮のまくれゆへあとのおもかけもう
ゑ物ものよ佐藤深心肝に徹ゆく
ゆゝしき時禅門乃云ハ
氣色おもしろいなるあの面白くとゝ
れたるもの白地にかやうに
云事也見ハ百番神合
ゆめも書入べくとも風

御所の勅撰なりとぞ入道殿あらはしたるよ
惟中侍従小弓と申しも後撰集に不載
其ゆへ如何 此歌玉葉に撰入不思議なり也
戸部云歌合へ入道殿入合て其撰に中納言入
道殿 順徳院 裏許会雷鳴の歌拾遺抄に道綱の野原の柳
もえ初るくれはひろ煙くらべやと詠るを
後鳥羽院 院一度御覧せられ此のちこれを可撰仕
と仰下され有られ禁裏に日数後世仕
ゆるされ後撰文看陣にて乃の事あり

法の法有為無為ともに法なり此法を通達せ
ぬ人は法の法を知ぬ故に法の相違
又云中納言入道殿の心ばせ知ぬ故に相違
後撰拾遺抄に入る又拾遺集の詞
意あり世人とぞ云感あり者と云ふ
也 此歌をよみて乃詠
歌の事ト なり
又云中納言入道殿和尚に進ける物よりの
の上書に書不西行法師第一の人

と云といへども是又平よはとくよ十分一よ
不及ふ人道
或人語云ふ自歌と書て 文川家合 宗家より年
此判とまひくより殺判ら後酒行人乃りと尼遣
はる物よ侍従と奇判ていとてく是
もようんするもくかとく
後鳥羽院遠所より九条関大臣 于時摂大納言 へ勅を勅
尼代ふ平能くてる鷲古法性寺関白前家
勝寺の新と書老はいおるる毎よ赤面ふ

殺音院へ道任年清賀の河琵琶と弾と孝情やて
中将とのは琵琶とそ弾ひよ成ふたれと
ふれ八思神なもひさ色はへく四よ孝情
中状郎共会ふ由思いまはる小尾張右遷ふ後
孝情の須と思合ふ物乃めは持て昨今乃詠
の見書と云ふやうよ歌ふ
戸部云新勅撰時老明者ふ多よ鶴とのふ
中糸ふ撰者乃遠まて後京極殿鐘を
撞ふとて三十七日よなら世拾ひ色ふ仁と

為くらべとて風雅に禅師を能とせられて
但あれはあなたの方を御覧じまゐらせたるやう
はまことの法の花を見たまふおもかげよりは
又えもいはぬ薫り也家蓮相具して大支
那通和尚門弟よりなる禅門に云伝未
来の示教をうけ給へる系のさのの親族と
いつまでとさりとてもいつも手ふれつきはさて
ぶらひとなるべきそとのうちはとて感
基任法名土佐門院小宰相女

位乃尊はいはのうさぎうるはしくそこの花
のへたん庵はなりぬるはしてゆるる松はなを
とのうちとうえあるきやうにうへもあるく
思へしるしるしうきくとやきくまはよあく
やうくれくこのもとそ
式へ云新勅撰えられそる所梅の下よりやう
りの年ふるそて撰者同章也られそわ行
ミのこの年二十中おそおりんとて撰ひまけ
よりくる国の月乃なくもむ梅ちくる山

掌れば書風とりわけ平とかんあるから入るけれども
故家遺跡云云又は其人の筆いちんおも
清潔なる入江乃書は暗の千八度ち清水合は
りもや紙乃字そうこれらを書て祖父よりみをア
されしは乃人にやいとんとかれそうしとん
とやとうとふ法者八行とかねとを
すりうみとやとまてらおこ
小倉黄門猛つ云後源氏アハ道よりうう
ちうる氏ハかんとやいとんみは清神ふる山

加ふるこうの雲有人乃ふるこうは光祖美逸ハつ
まうおんとこ行下こく
アハ云百乃数七百首乃内氏アハ入道八御製に教
せ人合て八十首孫と冷泉大納言ある氏ハ三ものハ
おりくに仕まと猛つ接くれて百首これと源と
選御こく内達者とこそ五お勅こ
ふ
ふ云情七百首乃内まいるまて短冊と泉ん
乃兵ちうに風よ次入らまでのこひ布ハ

てぞありけるとして心ぐるしかりしにながめけれ

まことに此これの事をきゝて

統部行氏詰云々又同統部忠成　新勅撰作者にある

て侍りしを若年なりしかば此事はわかり侍らしかば

そのゝち歌のさまをおもひ案せしを今よりおもひ

おもひけりて侍りしたがひて文永の比にいたりまして

是によりて

政宗道云氏卿入道道信実朝臣とも世を去りて

その思ひをのこし侍りし後撰集をもよみ侍りて

立春の十首計出して給はりけんとて侍りしかば

まづは是は何の御製ぞとて尋ねて出しき

次に年下此にて歌あるといひし百首をとりて民部卿入道

をも見しめてよみ出しける中にも河を出山の谷よりといふ

ことば法師のやりけるやうにて給はりて

とりいでけれは三月末に入て中院へ参りて対面

申しても今何事よと侍しを忘れて返事に

答くて山法師のやりなんとは事の面白く

ては家風にはまされりとて感じけるとき

弁入道は書くる事候はんずらんと
見侍りしかば成義あつまりて
面々にかけるうへ神も
与平は詞は源のさかまきこそ
くるしきはかりあれ
敷帋にて詞ゆきなくやうは
うつるも深き絶入実
なら同者ありと隆信とも
と一服乃兄弟也うれしとおもふ
為門弟

信寛朝臣女三人あり
院かはるはよ遊なるもの
ゆるしもなく思ひ
と感して弟子黄門
ら奥書は四毋
顔老眼くて
ぬ将内侍は
将老後は出家
年親清女あり

なれども尭恵ぞんさてはけ性なる宿有へ弱ゑ
そう持仏堂よりいわく障子あり
ゑ嘉の記まみ入はけりゑせ給ひ
給乃法ときもはよ相りうくそ先のまもも
たくまいらせくくへ先をのうの色をとり坊
所れさうら猶ことてはさんハしはめそと
のられはるなるとも優よそ給をなるあ障
とはの小道ときくて文てゆ東家つう井内
物を老僧よ尼まめて坊寺はりよあまとと

取よのものとかて侍るわ亀山院きこしめしてセ
夕方云村時題とはのハされをきハセ夕長ト
爆来ても爆くく神のせてもられハたかもつめ
よ物侍うさものしとくのんくなわけるとはあさ
ことおとれうを色おもしてはのよ法と
ゆうのおなれ侍ものうを法ゆ法ゆ
て帝るものく侍わしかるうり侍わき

戸部云弘長仙洞百首ハ常盤井相國 西園寺常盤井相国俗名實氏
正二位右京卿従基家卿 正二位右京卿従基家卿 鶴敦 中院大納言 融覚
長実 内大臣 九條前内府 民部卿入道

正二位行中納言兼侍従臣藤原
冷泉大納言為氏
御子為家
正三位行侍従臣藤原朝臣
俗名信実号
法孫
法橋七人

しらぬ世あれは七玉集と号す蓮生入道相国
老後の晴乃為迄不忘の友続してよむへしかも尾
なかきよに出仕し唐錦をきて百足引ぬきて桜
よ派すへしと被申しわ誠哥毎にあやまち
多くあけまくうるはしき様なるを為家二代
哥を此百首は規模也百首を是を本として撰を
撰して後釈撰集内府代々を撰也おほく勅撰
乃中にあるとし

故宗匠進士民部卿入道明静勝蔵おほかのうへと
歌かれ以来の候ふ事とひよ為家卿は
激とされとえいろいに道理よかし為家
るくとをちて後にまて先の御にしつきて為
と一首添しいひやうはへきかゝと申し
冨士の山里風情あまたおほくてもおもう
乃歌をあはれとしるへしをかやうなる
あるまほしきまゝも風情わきに
又定家卿の道よ古今の風体をもとくとして来世

しうぢ法師まうして南書なんどは志なきをもてうる程
よをもつなよ宮ありとて仏ぶつ合りかさし合
まゐるよをもてまうゐらるゝ由をもてをそ人と
もに法師まうしけるとゝ申ける法師ハ一人へまゐる
て說とう事作るとさ
又宗民ハ道ゝ申ハ一揆とゝ
やうにしよりひへ山ハ
敵ぬべき也のまゝにしたりすゝ
ハ法とくひやうよりも揆とはよわくむと

とかゝ地盤よりもくをあくゝ陸奥ゝ下ゐ
むとゝ
今出川院近衛殿云故大納言ゆゝ
まゐて伊賀彌覺道上人実俊僧ゝ
もくてさのくゝのゝ吾身ゝ九ゝ成ゝ時池
殿と云題を見ゝ乃ゝ
ゝ見ゝ作ゝ揆ゝ
ゝとゝ乃ゝ池乃ゝ
ゝ大納言真ゝ入

まうもまうしいつのあを拾遺抄のよかんよかるへし
と申されしの續古とてようるものつらいまそて五代
勅撰よりのもて奇特もなのまつ入さくはるらい文の詞
乃末さ成ものて侍くるとかつくまきを詩かとをはく
まて集作集あを入佛法あも立入さく一生不犯の
禅尼也法華経を読る給よのかれこなとをはるまきう
かつくく文仕なとをを続古と時立月て
菖蒲かさ乃さあをきて今出川中宮とをいし
よまいるもて權大納言となりまて車らわも拾

まて侍るもをくめつくを優者ハよを拾
しくなわ
戸部云京極中納言入道はのよらはけくいかの
ちい菖ふ大納言東帯よて陣をををて
ををなひくる拾よよりもへし資雅三位の水干
かるやうまて小袴ル人へくを行あるを拾はけくを
もへうるまくを
民部卿入道も亡文ろうをを申しかと
人毎ろり申されそわと

又云新勅撰乃時取らるゝに仁安元年
あり二年加はりゆるされ撰者常よりそ
給はりて見侍らんやとこゝろわ
又云中院禪門あるかゝくてのそし道行憑なわ
又祖乃あゝてせにまいりても給あるせ
ひとゝ思ひ云くいとゝあやまりよりの行ふまのてた
まひくらゝ法よ為頂和尚よりあつかてゝ行なの
おもひとゝのへくいとゝあるとらやけるか和尚を
ゝいとゝくとゝせ給へよりなるを侍らを

中さまくたいゝゝたゝ性の乃んゆへ奉ゝのてに
侍らに思ひくゝまりて道乃様古を学ゝは
そてはよりまなるもとゝ侍らる法教訓ゝりて
出ゆゝも思ひくゝゝあるゝてまのゝ千首家
とよりまれくゝりゝこゝとゝわて又よみを中されを
までゝ出くゝ三千十首とんくゝ春ゝとゝやう
ゝ家ゝゝ冥ゝ侍てゝ見をゝゝれくゝ後千生
二位ゝんをくゝゝゝくゝ侍ゝゝ道ゝ家ゝと
ゝて又祖はあゝゝゝまくゝゝゝくゝゝゝ事

慈鎮和尚の法燈也と
徳大寺より代参乃ものと云て御寄願の西城門
乃ゐる迄是接遠大なる者京府西行より被制面けく
なり一条法中云ち大将ゟ六百番千合の内ち
右人数りとよりて加評定て方太ト汎と書
ゝ自俗人数ゟ参りあれども新蓮歌賀ハ毎
りよりまてゝ参りひるゝ歌賀ひとりて
獨合と称るゝけゝ新蓮ハかりくひとりて
ゝひゝゝ歌賀ハ女房例かゝ獨古ゝ所くひと

名付ゝきゝわと云
六条内府被給云接ゝ和院御所御幸参ゝて
ゝゝ物なハよりはしゝ乃千首とゝ栗
本は狂歌ゝ歌ゝ心とゝ歌ゝ接意接
和尚ハ代ゝ時秀逸ゝ有ゝ接意接
ゝ奏ゝ法眼ゝ迄ゝ和年ゝ逢と毎ゝて
云ゝなゝ逢ゝ大ゝ
ゝゝ有ゝ法ゝ和尚ゝ
なゝゝゝ中ゝ入ゝ逢ゝ

ときのこゑ此方へ送りて数家行て心ありしと人のこゝ
ろへと見てしおもしろき侍りつゝ物の雲風
花の夜さりも縁し今は耳もしおもひつかすまかりし
ぬもと上皇勅定ありて自ら撰じ給ひて水無瀬
殿の常も遊 上人水無瀬之界の殿とて院の云此和
哥を此軒乃ちかき上皇御心をとゞめさせ給ふ本也
はるかなる法の縁に桜はなをしけれへしとて哥
を送らる
さかしへハ花そあるときにひさしき桜ハ今も思ひ出らるゝ

しほりて後かゝるかく桜ハ人のよろこひゝく
戸部云遠所十首内に合家隆へ遠すよ又やかんるの
やみきらん白露乃玉ときたまける秋萩の花とゝ云
哥とも京極入道かれ大夫入道乃又やかんかくる
のこれて撫わよけたとしらせたる撫我又やかんまよ
て又居身かましき下足へなきさ撫なとゝゝ
又云秀能後鳥羽院数遍よハ云双乃方よりかんとも紀
思召てまへ中納言入道ハ思ひよることゝ思召しけるが
申し家隆ハ申しけれと無下に此方よりみよハありし次と

ら[illegible]事なり

又云新古今は定家家隆後寄月懐
舊とよめれども秀能家長見業康
まさりの面目なるべくはべれども
いとうとうなりけれ
六条内府ら[illegible]ん[illegible]
後久我相国はおのおのと来一句あれども
中三句ばかりのことのまれなる後鳥羽院勅撰
の例通光やとあるべきあるべし千五百番歌

合内大臣百首は[illegible]端作陪大上皇
仙洞とあるべきを乖[illegible]
[illegible]後は[illegible]義[illegible]
戸部云大学會歌を仁安六年院賞作時大夫入道
詠[illegible]真應後播川院[illegible]時[illegible]中[illegible]
[illegible]細仁安元年[illegible]側[illegible]上現[illegible]
法大夫[illegible]
[illegible]仁[illegible]

考ぬれど不知
又云紀家は父顕家の嫡男にて此事顕輔卿家に
中納言に至る観練して情あり歌も又よみぬれば家を受申
殿上を入道したまふ説のやうなれどなほしへ思ふて其
於其気量に申して哥合なども毎度此人を撰ぶ
又新勅撰の撰者に申されしが兼て嫡流の家を継ぎ当
門家まで借りけるの中納言入道なども後向背
此心にて来るに此道に百首の帖を調べる御風情に帖
於是くよみ申しけるも此意の事也文保大嘗會の哥を詠ぜし

名誉なく申し首に御所にて歌合の萩井をよめるとぞ
よみたりけるとぞ詞あやしき字あまりて文にぞ
むかし此杜あかさもあやしと本気なりと其の乃かなさは未
て我が心にも世をのがれたしと杜云此事日本記
亦あまりて其の末はせめて此の心のありとの事君の
世をのがれてとりの分かりしの家に猶わかれても
事あらうとも山なるを見てよみたりとはある
うちなる此のなりにとらしを尋ねて其不審ありて
作者は法ものもかにて大嘗會の哥の後にいる

やまぶきとて號中しやんと呼なりときゝたまへ
て鼠應大覚寺殿中納言入道記録にも吹挙
ありしかも此事は計会をたのしてとこそ見えた
いさゝかもはかる已日楽破事也とて夜更の所編
為郢曲一返を催して所狩陣中に撰苑車
閼伽井宮御物語云　深山月　といふも
首里子の聲の山にのぼりて暁にとくとあかき月の影
穀蔵を甚まえなる漣頭をのぼりと侍るを見て
て鋲捺して厚紙を十帖かきる跡のこると記

いろき仮名の際までをとらへし人監らく云々
小倉黄禅云隆情にあり行あまりて無遠慮にそとふれて
世をわすれ人のぞみ深まりては侍りうくめ亀山院の時山
緻密をなしと賤しき百韻の連歌侍りしによりてあれ
凉の奇をさしとりての所の大器の下に似たれ俗なり
のひは希にこれなれすまされはわか官吏のくらうそや
うるもあしさをもせらるるにとかくにあるし時為氏
てあらは主とのたやうらもさんかしもとにはかなさとも
し穀蔵こそありけ人来持よおすひて隆情へ

すこしの対句も及かたきさまにくらべ思ひ
物之隆情はあらとはいまそれ
こゝすきうかなくくたのまてしとは彼ならは
はすもの也とのいふ法はるもきき
基仏云法花経つ如聖人義をは小乗をまての社
名と賤して連弁僧は冷泉中納言
といふ賤してあれのみやうとのこかを
くるれとなりくと感歌を以ものさ様つ抑
と云句は起はらるよりもきまれと云句は付

所をさるもの様なるもの
ろのもとと記云基仏こもり夢よりそかるもはき
故家近云民ア〻八道ら〻ハ郭公より連歌発句一二百あて仏人何人仏
無極のつゝの賤掛よあてく明云する必舎乃未
さるよりもはてるほとへ人なるいよ事あるふ
うちは発句と書しくへ人まもれるとすへうう
ちくはいひ
又云民部八道を記くしやへ人岩薩摩のせとか

とうとこてんべをもとうとすとてはのの頃まいりあき
或人物語云中院猫門と称の御房とのゝれる和
色乃氏まうりてえんてこれこうてなるを
障子をおけくのうんとせてゝれる法の御房
障子乃屏をくへくの内ゝ落まとくゝ題下
て一首あうけとうへおけとうんとゝゝれた
うとおへをへ
いのゝへ乃いぬきゝかのけをゝめれを言あうりやしとみを
とまま連ゝれかおあてまゝひてのゝれうゝ

れあうふうふおくきゝんてやゝうゝん源兼法
眼乃説としてかゝりさ
故家匠云民乃人道乃数と車此庵よのをてさ
ゝうゝ乃宿取へ出ゝれゝるかるをゝあかを
あゝさゝ明ゝゝゝゝ猫門ゝもかゝ
ゝをもなくてみゝよあゝとゝる車のあゝを
ゝ為也ゝまあく車ゝゝかけゝくをゝ
とゝ連歌とせゝれゝゝとゝ為数ゝあすゝを
むゝゝれゝもはをよつけゝゝゝを法乗あて

車よりわかるゝ時くとてはなかえつかまつる分の
ものゝ上なりしに清華くまのゝ
又云後深草院清華乃所へ内侍清涼殿
乃まえゝ上の車よりめされわる氏長上人ゝ
御車此清涼殿よりまいりまいりすぐに清車此あり
後ゝ檜乃板と花ゝ色ゝよりそなへられるゝとれわて
ゝれゝるゝと清涼殿ゝ氏の花氏めゝ
遠平ひとりゝ清涼殿よりおりたまひ弁内
後ゝ清涼殿乃ゝ花とのゝ氏

ちらしかけてそめくへのゝ
ゝ殿ゝ殿ゝ御所ゝ乃狩ゝ
分滅ゝ亡ゝ亡ゝ
同院御時吉田兼好ゝ連歌ゝ
侍ゝ御内侍ゝ
乃中次ゝ
ゝ洗乃ゝ
分ゝ連歌ゝ
里業ゝ

女房弁内
侍ゝ氏ゝ入道女房
ゝ組作せられる車ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

然れども、源成よりこれを連歌とて伝
けるより、弁内侍日記にもこれを伝
六条院府に紙を乗山院府三代集作る賦物は
て、連歌のあるべしとて、高辻より伝て、後を也
らまさるを、御前資平つとめ、祖父にて
書写伝りしより、源尚純と為兼とくわまい常純
よりて、こしらへとり、あるべき也の系勿論乱
つらを、なめ、たりしと、行常純を也
論しけるに、勅定よりて、為兼伝

下はゝ府に宗祇まで、備後殿、尚純、宗子、純
定家に負應仲伝、そ情孫、中為、将家、流、なくは
孫、奥、書、本也、為、兼、つ、用、は、事、称、なし、
由、と、紙、中、系、

小倉、文永、亀山、後、五、首、章、合、近、注、歌、重、公、寛、也、
き、大、敬、物、頃、夫、与、あ、中、と、こ、を、て、き、と、を、府、山、の、集、る、

源、よ、ら、と、め、べ、き、林、乃、嵐、の、山、れ、そ、よ、か、の、て、る、を、お、し、
き、ま、ま、れ、お、集、く、と、源、し、と、る、し、と、舞、三、御、源、
吟、殿、感、ら、く、嵐、山、階、方、府、中、府、ま、行、て、向、御、前、

揖して案天德元年例天大納依有右兵衛督
勝宮年世二十二結婚式中納言典侍
吉野中之君おとゝ
みなさまのうめやもゝとしてなの花ゆきは
ふるみんの芳躑躅も紫にて梅えを上お葉よりもめへ
きと結と古さ六人合は級如方義嫁傍若無人
なりと
又云ふ六十二百まわるへくしたるとの下有
はしたなくまゝにまよはしへきやや後深院は

時は連歌あやしきさとこゝろかくそなりの
はもるれてとくのちは製作ふてのち雑
かりて連歌はしてはて雑句こと
及遠乱はしてはこと有勅宣ハ民部八道
そしもてはこと拾民部卿こと仏の
宣さ所ハ中ハ人そとこと上をつきと人
離見なるひとも見ゆるとけるを中ハ迷
ぬ神ゆとこと二村其山とはこと名
四歌感頻ゆより海外感歌しき見ハ中二宜

続三首老形
平中納言惟輔か云円光院殿仰云歌道とてもいつ
てかくるかいつまでもなかるへけれはいかにもしかるへ
き事にて除目の事と和歌武道との事と也といふ事多
きに雅経は道雅和歌もすこし源俊頼にて又云伏見院様
伏見院は中に長うして定家の内向後勅撰あるへき家様
御院と為司前関白として定家に合ぬる典条後照念
院殿為めしつかせ給ふ和歌独政ある事也とて伏見院御
製歌と後照念院殿は和歌と仏法風体各別也

為世卿は仰せられける事究竟はいかにもぬ事にて
此意の通ふる事なりおのれらさる事也或人云此代
不同歌合によりて家隆と元良親王とつかひける元良親
王といふ事はみなこれおほえしけるものをはしめて申さ
れけるとは判者の家隆を小町にはつかひまいらせて
よき家隆をかたに詠みたる事也但後鳥羽院
常に仰せに元良親王はいたるものをもわかちける事侍り
此にまのあたり御手をかけて申されしにのみもれされたるを
面白き事はうはる歌合はよそにはへらぬ歌とかや三首ある

拾遺寛弘法師の歌を入れ給へる事
はなはだ不審なり
乃長三首もなかりし後代不審也
故家通法師云
ものしりの法師へまいりて
よむべき歌をとふ事あり
戸尹後法師
時に教書よ
此秀逸を獻ぜんと
と請文をとる
秀逸歌
なのめなる歌
いつくしきよ
ひとかたに
見情つきて
是は手本
とて人乃
ひとくの秀逸者之獻ぜ
建保五年八十四日院庚申太首
獻ぜ
代事也
此院思
むくろ
純
おくれ
道家
此家俊乃
家綱
庚申とも
古反
一巻
思よ
歎

かゝ事あさ法日をうりかゝる月とけのこゝろうゝ
まゝもひらぬかくふかのゝようゝすんけよつあてま
いゝ拾いゝゝの歩とけこゝろ庚申いう
ゝいへきしこゝろこゝくひかいゝく水かゝくあ
ゝなゝてけよはこゝ法てけ庚申さ海さをんけ
ゝなゝこゝとけゝひてゝへなこそこの法ゝかん
法侍なゝまゝ法くゝてけこゝゝ禁裏のけ
ゝけゝあ変さの法を法乃西法こゝけものこ
けゝけまゝくゝてゝへこゝゝ西法義なゝ法ゝ

よてけゝるけまゝはゝこゝけゝけゝ枝ん
こゝ法ゝくゝなゝけゝけゝけゝけゝ
くゝまかゝれゝこゝけゝさ
戸部云る尾文学生人昇み首御て承稚門保
よ拾柔皆こゝ法重遊仏法條約西遊和平記て
ゆ記源法生書載都賀尾明恵上人八法道教寺実
地くの新勅撰よ辛おゝ法撰入又日遺心集と
ゆ集と書て云とおつめゝ人れゝり文学上人教寺
法拾尾ゝ源上人語ゝゝ文学上人八あけとあく

きりかくりこそあれ人間世界にまた一すちよ
ほうしの御手に地蔵菩薩一数寧をたてまつりて
しるしをあらはすさまあるべきなり
りうくあてもたのひさうをかけうとへ
きよりはしのあらまあてみたりの兼てまこと
あれは天下はれんかへかりさはらのあらハ世間
地獄となりけさうたふ求附そうも法花会ちり
あれはまいりて花の陰なりとなりうんあるまさえあら
ずるいとまへくく上人へよりをしとりひて

法花会をしたてまつへはりはけくおをよはりはうん
とこそ人あれ上人へとそとこそれらわくれしあらと
ものすていは法華法師乃たあよしあていは今を日
くれは一家此法師をまはうんとくまていとひ
をまをしたへうしてをくをとはりひはら
まはけをまをあ稱まくあるわ陸をとあはてまらあ
くりをはけはりてあまへ法へくくへ入あ時
面してをくは法華経をへ入をうる御尋
恨へはりなとを祈はよりあるをして祈はを

殯應して次河又河をすくめてらゆるり来る
逢ると奉つるは世を乱いるよりめくる事は悪男ひく
上人をはしもあり上人あひさうしてうち
まうたなとはあるものいしに対よりは用よりは物
絵はけるを本は素伝よりはたらひさいとやされ
もあるいつくひかの法師ともやおまに交まり
うたまんをする物の法やうの文をとそうう
てたをそ絵者かきとらはけるわとく
歌人六十載集の法あり上東門院の勅撰を

とをてよ流よりする道よりて参運りあひよる
る勅撰乃事に弱者おとや拾遺して法た
も多くいるとと云々略をり深の秋は名言と
云ふ入るとやとうむそれた乃ひさるとしとおよへ
多絵たをてはかくあるしとてうれよりり又
東国へりそるとうくそ
或聖西国よるものりけるり信吾よ来りて通
夜して侍りける夜よ法性乃まへ小信俗男女
参賜まよりるとあ内まるるを抜くしたへもあか

しれ人とまうされ神なるも出りくあるて
三夜侍一人へ参るを法敏うちへ入給て
後はすりたる法弾まてしられき身あもあれ
名をたれそわ略り河沢乃秋のゆくれとそ
と梅をたれそ侍と尺侍るよ紙をるられん
侍者神を国名云事ゆみ侍ほく歌枕春屋
となまるを和泉守道雅を鬼形と紙筆と指く
とのれりきそ乃のあい乃角れさんの乃よ
なして人はんくそるとやつるもとそい

国歌神を迎を神羅寺のそをお社を作りて
神とありむとそ神とそ人を来は道の堪能迎
数濃乃乃ありもけそ神とそ思
う来とさとのあ侍ふをそ思うとおり程
公寛とゆるされ新後撰乃河新古今は秀能の俗
とて十七首入を来一撰古も名を双なを
きまうれ来隆乃海六方首あるはくを来と
うやこくを迎の後方とおりくをそり用次
よ手首をむ来とまうそりをはるを乃侍優

毎月[illegible]
事を[illegible]
道[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

此六巻 文明十八年五月十七日 常浦院以御[illegible]
[illegible]
八月正本[illegible]
書同伊勢守[illegible]
延徳元年四月二十日 [illegible]判
[illegible]九[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]判

歸病亂及數日於今兵革資糧
ゆゑ茶菓執業之輪廻殊別之佛法ゆゑ
和平二つ用同一味而色地六帖二ヶ条
一帖ゆゑ地獄之間業設之
右式条々家大納言殿書象 [illegible]
接合年[illegible]
[illegible]
京禄三季三月十二日 [illegible]
おりゑ城之第 [illegible]

慶安元年下秋吉日

二條通松屋町山屋治右衛門

国立公文書館
National Archives of Japan